

平成30年度報酬改定に伴う東京都障害者グループホーム説明会

東京都における
平成30年度障害者グループホーム施策について

平成30年3月23日

東京都福祉保健局

～目次～

I 国報酬関係について

平成30年度障害福祉サービス報酬改定の概要……………	P 2
平成30年度障害福祉サービス費報酬改定に伴う 事務手続きスケジュール（案）……………	P 4
国費単価表……………	P 5
地域区分について……………	P 10
障害者グループホーム国費各種加算について……………	P 11

II 都加算について

「障害者グループホーム支援事業」（都加算） 見直しの概要……………	P 15
都加算制度 算定方法の変更……………	P 16
新旧 単価表……………	P 17
精神科医療連携体制加算について……………	P 18
補助要件について……………	P 19
モデル試算について……………	P 23
1/31説明会に関するご質問について……………	P 25

III その他の事項について

管理者、サービス管理責任者の兼務について……………	P 28
自立生活援助事業について……………	P 29
サービス管理責任者・児童発達管理責任者 研修の見直しについて……………	P 36
平成30年度新規事業について……………	P 39
障害者GH専用ページの紹介……………	P 43
問い合わせ先一覧……………	P 44

●お問合せ先●

【障害者グループホーム】
東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当
TEL 03-5320-4151
FAX 03-5388-1407

○個別相談も行っております。電話・来庁どちらでも可。
来庁希望の場合、事前予約をお願いします。

○受付時間
月曜から金曜（祝日を除く）
9:00～12:00 13:00～17:00

○区市町村に相談される場合は、各区市町村役所の障害福祉
主管課にお問い合わせください。

I 国報酬関係について

平成30年度障害福祉サービス報酬改定の概要

●地域区分の見直し

7区分から8区分へ見直し。

●基本報酬の見直し

共同生活援助サービス費等の基本報酬の単位数が変更となる。

●日中サービス支援型及び夜勤職員加配加算の創設

障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として創設される。重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保する。世話人配置は最低基準の5:1をベースに、4:1及び3:1の基本報酬を設定。1つの建物への入居を20名まで認める。また、夜勤職員の加配については別途加算が創設される。

●個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長

平成30年3月31日までとなっている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成33年3月31日まで延長される。

●精神障害者地域移行特別加算の創設

精神科病院に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価する。

●強度行動障害者地域移行特別加算の創設

障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を強度行動障害者養成研修修了者が実施することを評価する。

●自立生活支援加算の算定上限回数の拡充

入居中に算定できる回数を2回に拡充される。

●福祉専門職員配置等加算及び地域移行個別支援特別加算の要件の拡充

算定のために必要な資格に公認心理師が追加される。

●看護職員配置加算の創設

基準上必要な従業者の員数に加え、看護職員を常勤換算で1名以上配置している体制を評価する。

●福祉・介護職員処遇改善加算の見直し

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、一定期間の措置を設けた上で廃止される。

● サービス管理責任者の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し

事業所の開始日を起点とした1年間の猶予措置について、平成31年3月31日まで延長される。

● 個別支援計画未作成減算の見直し

現行では個別支援計画が未作成の場合5%の減算となっているが、30%の減算される。さらに、減算が3月以上連続する場合には50%の減算される。

● サービス提供職員欠如減算の見直し

現行では欠如から3月目以降は30%の減算となっているが、新たに減算が3月以上連続する場合には減算適用から3月目以降は50%の減算される。

● サービス管理責任者欠如減算の見直し

現行では欠如から3月目以降は30%の減算となっているが、新たに減算が5月以上連続する場合には減算適用から5月目以降は50%の減算される。

● 重度障害者支援加算の経過措置の延長

平成30年3月31日までとなっている当該経過措置期間を平成31年3月31日まで延長される。

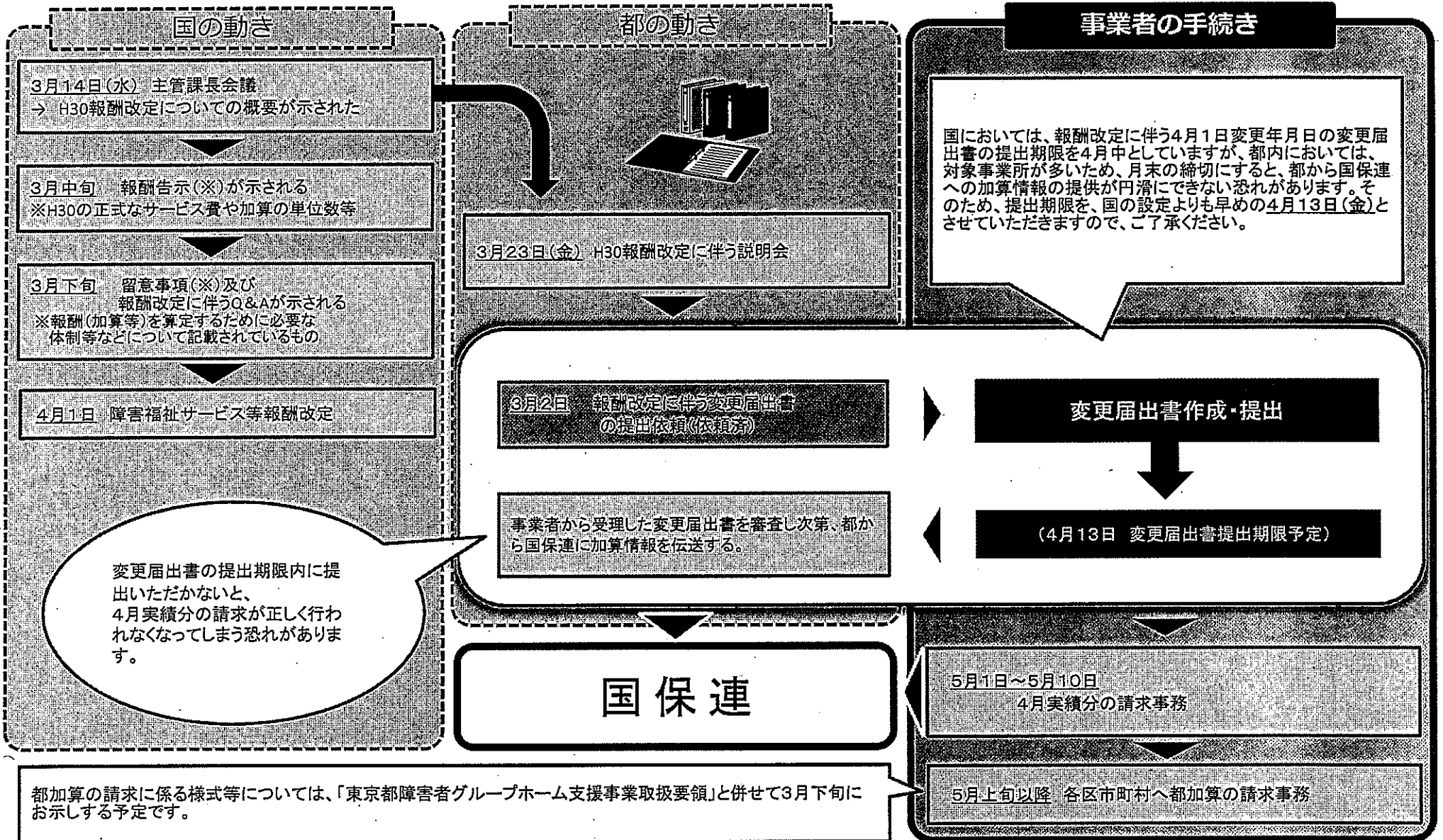
● 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について基本報酬が減算の対象となる。

※報酬改定関係の詳細については、「障害保健福祉関係主管課長会議資料」のP3～23を参照してください。

平成30年度障害福祉サービス費報酬改定に伴う事務手続きスケジュール（案）

※ 今後の国の動き次第で変更になる可能性があります



国費単価表（共同生活援助サービス費）

基本部分		注	注			注	
		大規模住居等 減算	世帯人又は生活支 援員の員数が基準 に満たない場合	サービス管理責任 者の員数が基準に 満たない場合	共同生活援助計 画が作成されてい ない場合	身体拘束廃止未 実施減算	委託先である指定居宅介護事業者により受託居宅介 護サービスが行われる場合
イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ） （4:1）	(1) 区分6	(661単位)					
	(2) 区分5	(547単位)					
	(3) 区分4	(457単位)					
	(4) 区分3	(381単位)					
	(5) 区分2	(292単位)					
	(6) 区分1以下	(242単位)					
ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ） （5:1）	(1) 区分6	(617単位)					
	(2) 区分5	(496単位)					
	(3) 区分4	(417単位)					
	(4) 区分3	(331単位)					
	(5) 区分2	(242単位)					
	(6) 区分1以下	(198単位)					
ハ 共同生活援助サービス費（Ⅲ） （6:1）	(1) 区分6	(578単位)	入居定員が 8人以上 ×95/100 入居定員が 21人以上 ×93/100 一体的な運営 が行われている 共同生活住居 (サテライト 型住居を含む) の入居定員の 合計数が21人 以上 ×95/100	減算が適用される 月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減 算の場合 ×50/100	減算が適用される 月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減 算の場合 ×50/100	減算が適用される 月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して 減算の場合 ×50/100	利用者全員につ いて、1日につき8 単位を減算
	(2) 区分5	(483単位)					
	(3) 区分4	(383単位)					
	(4) 区分3	(298単位)					
	(5) 区分2	(209単位)					
	(6) 区分1以下	(170単位)					
ニ 共同生活援助サービス費（Ⅳ） （体験利用）	(1) 区分6	(691単位)					
	(2) 区分5	(577単位)					
	(3) 区分4	(497単位)					
	(4) 区分3	(411単位)					
	(5) 区分2	(322単位)					
	(6) 区分1以下	(272単位)					
ホ 個人単 位で居宅介 護等を利用 する場合 (特別)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(440単位)				
		(二) 区分5	(384単位)				
		(三) 区分4	(361単位)				
	(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(389単位)				
		(二) 区分5	(343単位)				
		(三) 区分4	(311単位)				
	(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	(356単位)				
		(二) 区分5	(310単位)				
		(三) 区分4	(278単位)				

イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(3-1)	(1) 区分6	(1,098単位)						
		(2) 区分5	(982単位)						
		(3) 区分4	(901単位)						
		(4) 区分3	(717単位)						
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(4-1)	(1) 区分6	(1,014単位)						
		(2) 区分5	(898単位)						
		(3) 区分4	(816単位)						
		(4) 区分3	(633単位)						
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(5-1)	(1) 区分6	(963単位)						
		(2) 区分5	(846単位)						
		(3) 区分4	(765単位)						
		(4) 区分3	(582単位)						
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(体験利用)	(1) 区分6	(1,128単位)						
		(2) 区分5	(1,012単位)						
		(3) 区分4	(931単位)						
		(4) 区分3	(747単位)						
ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1) 世帯人配置3-1の場合	(一) 区分6	(904単位)	入居定員が21人以上 ×83/100 一時的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100					
		(二) 区分5	(786単位)						
		(三) 区分4	(707単位)						
		(四) 区分3	(620単位)						
		(五) 区分2	(456単位)						
		(六) 区分1以下	(397単位)						
	(2) 世帯人配置4-1の場合	(一) 区分6	(820単位)						
		(二) 区分5	(704単位)						
		(三) 区分4	(622単位)						
		(四) 区分3	(536単位)						
		(五) 区分2	(371単位)						
		(六) 区分1以下	(321単位)						
	(3) 世帯人配置5-1の場合	(一) 区分6	(789単位)						
		(二) 区分5	(652単位)						
		(三) 区分4	(571単位)						
		(四) 区分3	(485単位)						
		(五) 区分2	(321単位)						
		(六) 区分1以下	(277単位)						
	(4) 体験利用の場合	(一) 区分6	(934単位)						
		(二) 区分5	(818単位)						
		(三) 区分4	(737単位)						
		(四) 区分3	(650単位)						
		(五) 区分2	(486単位)						
		(六) 区分1以下	(427単位)						
				減算が適用される 月から2月目まで ×70/100		減算が適用される 月から4月目まで ×70/100		減算が適用される 月から2月目まで ×70/100	
				3月以上連続して減算の場合 ×50/100		5月以上連続して減算の場合 ×50/100		3月以上連続して減算の場合 ×50/100	
								利用者全員について、1日につき5単位を減算	

日中サービス支援型共同生活援助計画が作成されていない場合

個人単位で居宅介護等を利用する場合(特別)	日中を当該共同生活住居で過ごす者	(1)世話人配置3-1の場合	(一) 区分6	(893単位)				
			(二) 区分5	(846単位)				
			(三) 区分4	(813単位)				
		(2)世話人配置4-1の場合	(一) 区分6	(808単位)				
			(二) 区分5	(582単位)				
			(三) 区分4	(529単位)				
	日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(3)世話人配置5-1の場合	(一) 区分6	(557単位)				
			(二) 区分5	(511単位)				
			(三) 区分4	(478単位)				
		(1)世話人配置3-1の場合	(一) 区分6	(601単位)				
			(二) 区分5	(554単位)				
			(三) 区分4	(521単位)				
(2)世話人配置4-1の場合	(一) 区分6	(516単位)						
	(二) 区分5	(470単位)						
	(三) 区分4	(437単位)						
(3)世話人配置5-1の場合	(一) 区分6	(485単位)						
	(二) 区分5	(419単位)						
	(三) 区分4	(388単位)						

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)	(4:1)	(242単位)
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	(5:1)	(198単位)
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	(6:1)	(170単位)
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)	(10:1)	(113単位)
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)	(体験利用)	(272単位)

入居定員が8人以上
×90/100

入居定員が21人以上
×87/100

世話人の員数が基準に満たない場合	外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合
減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100
3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100
	3月以上連続して減算の場合 ×50/100
	利用者全員について1日につき5単位を減算

・受託居宅介護サービス費

イ 所要時間15分未満の場合 95単位

ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位

ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位に所要時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに88単位を加算した単位数

ニ 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(II)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(III)	(1日につき4単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)

看護職員配置加算 (1日につき70単位を加算)

夜間支援等 体制加算	イ 夜間 支援等体 制加算 (I)	(1)夜間支援対象利用者2人以下	(1日につき672単位を加算)
		(2)夜間支援対象利用者3人	(1日につき448単位を加算)
		(3)夜間支援対象利用者4人	(1日につき336単位を加算)
		(4)夜間支援対象利用者5人	(1日につき269単位を加算)
		(5)夜間支援対象利用者6人	(1日につき224単位を加算)
		(6)夜間支援対象利用者7人	(1日につき192単位を加算)
		(7)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	(1日につき149単位を加算)
		(8)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	(1日につき112単位を加算)
		(9)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	(1日につき90単位を加算)
		(10)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	(1日につき75単位を加算)
		(11)夜間支援対象利用者21人以上30人以下	(1日につき54単位を加算)
	ロ 夜間 支援等体 制加算 (II)	(1)夜間支援対象利用者4人以下	(1日につき112単位を加算)
		(2)夜間支援対象利用者5人	(1日につき90単位を加算)
		(3)夜間支援対象利用者6人	(1日につき75単位を加算)
		(4)夜間支援対象利用者7人	(1日につき64単位を加算)
		(5)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	(1日につき50単位を加算)
		(6)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	(1日につき37単位を加算)
		(7)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	(1日につき30単位を加算)
		(8)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	(1日につき25単位を加算)
		(9)夜間支援対象利用者21人以上30人以下	(1日につき18単位を加算)
	ハ 夜間支援等体制加算(III)		(1日につき10単位を加算)

夜勤職員加配加算 (1日につき149単位を加算)

重度障害者支援加算 (1日につき360単位を加算)

日中支援加 算	イ 日中 支援加算 (I)	(1)日中支援対象利用者1人	(1日につき539単位を加算)	
		(2)日中支援対象利用者2人以上	(1日につき270単位を加算)	
	ロ 日中 支援加算 (II)	(1)日中支援対 象利用者1人	(一) 区分4、5、6	(1日につき539単位を加算)
			(二) 区分3以下	(1日につき270単位を加算)
(2)日中支援対 象利用者2人以上	(一) 区分4、5、6	(1日につき270単位を加算)		
	(二) 区分3以下	(1日につき135単位を加算)		

自立生活支援加算 (入居中2回、退居後1回を限度として、500単位を加算)

入院時支援特別加算 (月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	(1回につき561単位を加算)
	ロ 入院期間が7日以上	(1回につき1,122単位を加算)

帰宅時支援加算 (月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき374単位を加算)

長期入院時支援特別 加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき122単位を加算)
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき150単位を加算)
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき78単位を加算)

長期帰宅時支援加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき40単位を加算)
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき50単位を加算)
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき25単位を加算)

地域生活移行個別支援特別加算 (1日につき670単位を加算)

精神障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)

強度行動障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき99単位を加算)

通勤者生活支援加算 (1日につき18単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×74/1,000
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×74/1,000
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×170/1,000
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×54/1,000
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×54/1,000
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×124/1,000
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×30/1,000
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×30/1,000
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×69/1,000
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(1)の90/100)
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(2)の90/100)
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(3)の90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(1)の80/100)
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(2)の80/100)
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(3)の80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×10/1,000
	(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×10/1,000
	(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×23/1,000

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

地域区分について

【障害者の地域区分と1単位単価】

＜平成30年度＞ 8区分

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
地域区分コード	01	02	03	04	05	06	07	20
	23区	町田市 狛江市 多摩市	八王子市 武蔵野市 <u>三鷹市</u> 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市 福生市 清瀬市 稲城市 西東京市	立川市 青梅市 昭島市 東村山市 東大和市	東久留米市 羽村市 あきる野市 日の出町 檜原村	武蔵村山市 奥多摩町	瑞穂町	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村
共同生活援助 1単位単価	11.60円	11.28円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10.00円

○地域区分が変更されている自治体については、二重下線を引いております。

○地域区分が変更されている場合、電子請求受付システム上での設定が必要となります。

○地域区分の変更による変更届の提出は必要ありません。ただし、他の事由により届出を行う際には、誤った地域区分を記載しないよう御注意ください。

○平成30年4月以降の実績分の請求については、新しい地域区分で請求を行うようにしてください。

障害者グループホーム国費各種加算について

※網掛け部分が今回報酬改定で変更される箇所です。

加算の種類	単位	内容・条件 (より詳細な条件についてはお問い合わせ下さい)	備 考	届出
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ) 〔見直し〕 10単位/1日	常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師の資格保有者が35%以上雇用されている場合に算定	当該事業所利用者全員に算定する (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算不可	必要
	(Ⅱ) 〔見直し〕 7単位/1日	常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師の資格保有者が25%以上雇用されている場合に算定		必要
	(Ⅲ) 4単位/1日	世話人又は生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上である場合に算定		必要
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41単位/1日	視覚、聴覚、言語障害を持つ利用者が全利用者の一定数以上を占め、視覚障害者等との意思疎通に専門性を有する職員を加配している場合に算定	当該事業所利用者全員に算定する	必要
夜間支援等体制加算	(Ⅰ) 夜間支援対象利用者数による	夜間支援従事者を配置し、夜間の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合に算定	詳細は「国夜間支援体制等加算について」参照 (Ⅲ)と、(Ⅰ)(Ⅱ)は併算不可	必要
	(Ⅱ) 夜間支援対象利用者数による	夜間支援従事者を配置し、夜間の時間帯を通じて定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合に算定		必要
	(Ⅲ) 夜間支援対象利用者数による	夜間利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制が確保されている場合、または、整備会社と委託契約を締結している場合に算定		必要
看護職員配置加算 〔新設〕	70単位/1日	基準に定める員数の世話人又は生活支援員に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している場合に算定		必要
夜勤職員加配加算 〔新設〕	149単位/1日	日中サービス支援型において、1名以上の夜勤職員の加配を行った場合に算定		必要
重度障害者支援加算	360単位/1日	重度障害者(重度障害者等包括支援の対象となる者。受給者証で確認可)があり、サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修等を修了している等の要件を満たしている場合に算定	重度障害者についてのみ算定可	必要
日中支援加算	(Ⅰ) 日中支援対象利用者数による	高齢または重度の障害者(65歳以上または障害支援区分4以上)であって日中をGHの外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に基づいて日中に支援を行った場合に算定	世話人又は生活支援員の加配が必要 (人員基準を算定する際の勤務時間には含めない)	不要
	(Ⅱ) 日中支援対象利用者数・障害支援区分による	日中活動サービスの支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が、心身の状況等により当該サービス等を利用できない期間が月に3日以上ある場合であって、昼間に必要な支援を行ったとき(3日目から算定)。		不要
入院時支援特別加算	561単位/1回	事業所の従業員が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に加算 (入院期間が3日以上7日未満)	月に1回を限度	不要
	1122単位/1回	事業所の従業員が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に加算 (入院期間が7日以上)		

加算の種類	単位	内容・条件（※より詳細な条件についてはお問い合わせ下さい）	備考	届出	
自立生活支援加算 【見直し】	500単位/1回	退去する利用者に対し、退去後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合	入居中2回、退去後1回を限度として算定可	不要	
長期入院時支援特別加算	介護サービス 包括型	122単位/1日	事業所の従業員が病院又は診療所を概ね週1回以上訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に算定	3ヶ月を限度として1日ごと	不要
	日中サービス 支援型	150単位/1日			
	外部サービス 利用型	76単位/1日			
帰宅時支援加算	187単位/1回	事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定 (外泊期間が3日以上7日未満)	月に1回算定可	不要	
	374単位/1回	事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定 (外泊期間が7日以上)			
長期帰宅時支援加算	介護サービス 包括型	40単位/1日	事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定	3ヶ月を限度として1日ごと	不要
	日中サービス 支援型	50単位/1日			
	外部サービス 利用型	25単位/1日			
地域生活移行個別支援特別加算 【見直し】	670単位/1日	精神保健福祉士・社会福祉士・公認心理師を加配し、医療観察法に基づく通院による医療を受ける者、刑務所等からの出所に伴い関係機関からの受入依頼を受けた者であつて出所から3年を経過していない者又はこれに準ずる者に対し、関係者による調整会議の開催や特別な個別支援計画の作成、アセスメント等の支援を行った場合に算定	東京都への事前相談が必要 東京都への年に1度の報告が必要	必要	
医療連携体制加算	(Ⅰ)	500単位/1日	医療機関との連携により、訪問した看護職員が看護の提供等を行った場合に算定 (対象者が1名の場合)	・(Ⅳ)と(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可 ・(Ⅰ)(Ⅱ)と看護職員配置加算は併算定不可	不要
	(Ⅱ)	250単位/1日	医療機関との連携により、訪問した看護職員が看護の提供等を行った場合に算定 (対象者が2名～8名の場合)		不要
	(Ⅲ)	500単位/1日	医療機関との連携により、訪問した看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に算定（看護職員1人1日当たり）		不要
	(Ⅳ)	100単位/1日	介護職員等が看護職員の指導の下、たんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定（利用者1人1日当たり）		不要
	(Ⅴ)	39単位/1日	日常的な健康管理、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合に算定	・当該事業所利用者全員に算定する ・届出の際は、看護師の資格証又は訪問看護ステーション等との契約書の写し及び「重度化した場合における対応に関する指針」等の添付書類が必要 ・看護職員配置加算とは併算定不可	必要

加算の種類	単位	内容・条件（より詳細な条件についてはお問い合わせ下さい）	備考	届出
精神障害者地域移行特別加算 【新設】	300単位/1日	社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等が精神科病院に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を実施した場合に算定	主たる対象を精神障害者と定める事業所 地域生活移行個別支援特別加算との併算定不可 退院後1年まで算定可	必要
強度行動障害者地域移行特別加算 【新設】	300単位/1日	強度行動障害者養成研修修了者が障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に算定	外部サービス利用型事業所は算定不可 重度障害者支援加算との併算定は不可 施設等を退所後1年まで算定可	必要
通勤者生活支援加算	18単位/1日	一般就労（就労移行支援、就労継続支援は除く）する利用者が50%以上を占める事業所において、利用者の自活に向けた支援の質の向上を図るため、主に日中において、職場での対人関係の調整や相談・援助、金銭管理の指導等、日常生活上の支援を行っている場合に算定	・当該事業所利用者全員に算定する	必要
福祉・介護職員処遇改善加算及び 福祉・介護職員処遇改善特別加算	加算類型及びサービス類型による	厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対して、サービスを行った場合に算定	当該事業所利用者全員に算定する 処遇改善加算と処遇改善特別加算は併算定不可	必要

手続き等の窓口は処遇改善作業グループ（障害福祉）になります。
（居住支援担当への手続きだけでは算定できません）

Ⅱ 都加算について

「障害者グループホーム支援事業」(都加算) 見直しの概要

■ 目的

事業者のサービス質向上に向けた取り組みを適正に評価する補助制度とすることで、都内事業者全体のサービスの質向上を促す。

■ 見直し時期

平成30年4月 ※ただし、半年間の経過措置を設け、**新制度の施行は平成30年10月**とします。

■ 主な見直しの項目

- ① **国加算の実報酬化** (国加算を取得する事業者の努力を評価)
これまで、国加算を取得すると、その分都加算が減額される算定方法でしたが、国加算の有無が都加算額に影響しない算定方法に改めることで、事業者の努力により国加算を取得した場合に、それがそのまま収入増となるように見直します。
- ② **障害支援区分ごとの単価の再設定** (重度の利用者を支援する事業者の努力を評価)
障害支援区分が高い利用者を受け入れている事業者の都加算額が従前より高くなるように、障害支援区分に応じた都基本額に再設定することで、より重度の利用者を支援する事業者の努力を補助額に反映します。
- ③ **職員配置に応じた単価の設定** (職員配置を厚くしている事業者の努力を評価)
これまで、職員配置体制にかかわらず同一の単価となっていましたが、職員配置に応じて2段階の単価を設定する方式に改め、職員配置を厚くしている事業所がより高い補助額を受け取れる制度とします。
- ④ **利用者不在時の単価の設定** (介護等の支援量に応じて単価を設定)
利用者が帰宅や入院等によりグループホームに不在の場合、グループホーム内で行う支援に比べて介護等の支援量が減るため、国基本報酬が算定されない場合の単価を設定します。
- ⑤ **精神科医療連携体制加算の創設** (精神科医療との連携を評価)
精神障害者の安定した地域生活に重要である精神科医療との連携について、専門職を配置するなどの体制を整備して支援を行っている事業所を評価する新たな加算を創設します。

■ 補助要件の新設

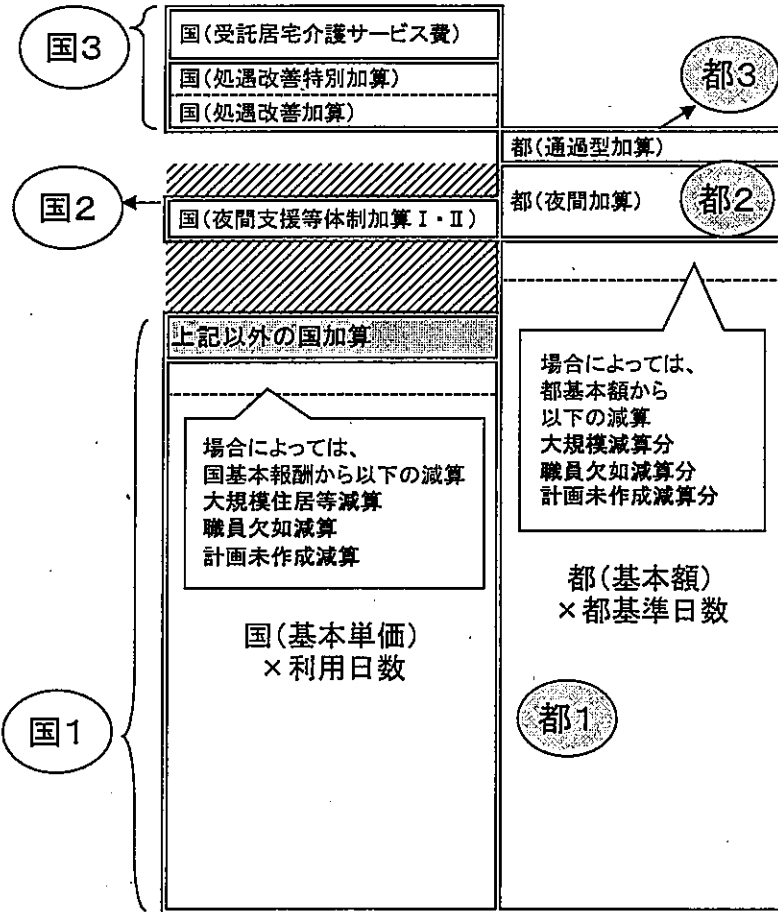
- ① 3年に1回、福祉サービス第三者評価を受審すること。
- ② 年に1回、当該グループホームの従事者が外部研修等を受講すること。

■ 今後スケジュール

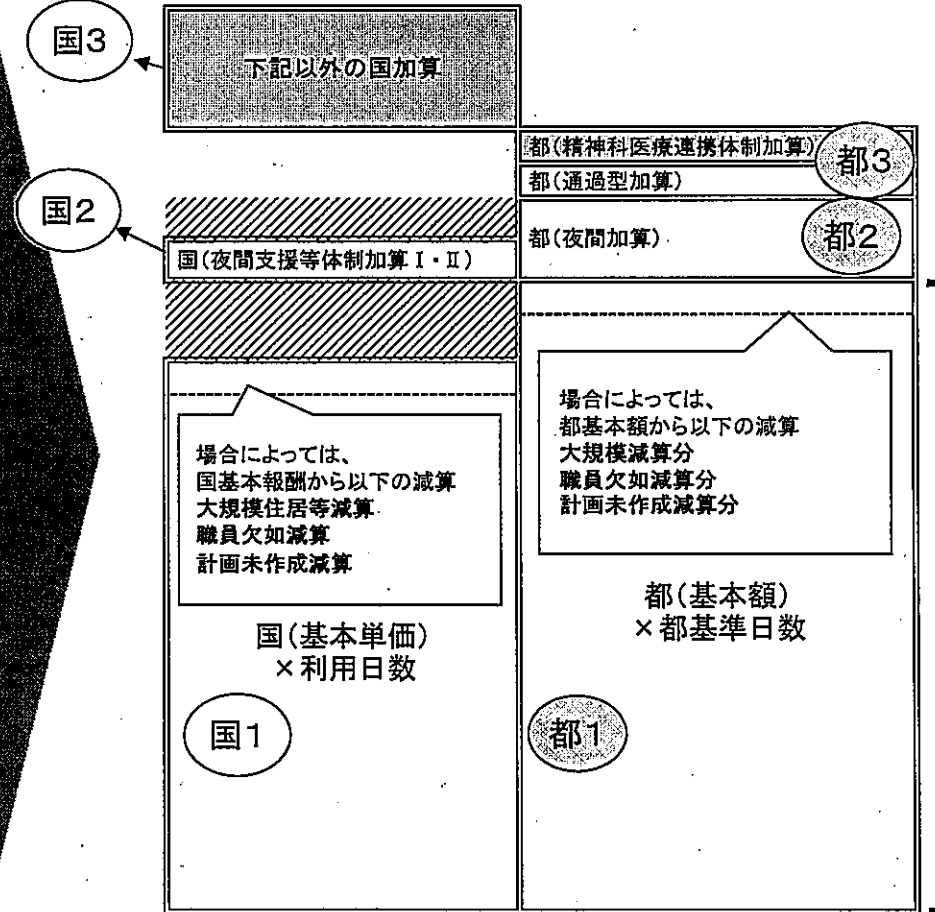
今後、6月頃の説明会(例年実施)、8~9月頃の都加算請求事務等の説明会で、順次詳細をご連絡いたします。

都加算制度 算定方法の変更

現行制度(平成30年9月まで)



新制度(平成30年10月から)



障害支援区分
 や
 職員配置
 により
 都基本額を
 再設定

$$\text{基本額}(\text{都1} - \text{国1}) + \text{夜間加算}(\text{都2} - \text{国2}) + \text{都加算}(\text{都3}) + \text{国加算}(\text{国3})$$

↑ 都より国の方が大きい場合、都 - 国 は 0円 となります。

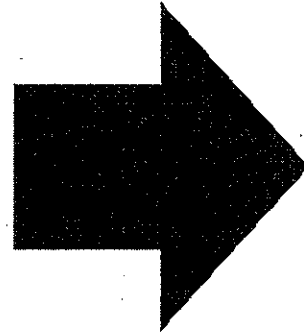
新旧 単価表

※現在、日中サービス支援型及び各種減算について調整中です。

<現行制度(H30.9まで)>

項目		単価	
都基本額	介護サービス包括型	区分6	9,480円
		区分5	7,500円
		区分4	6,390円
		区分3	5,810円
		区分2	4,470円
		区分1以下	3,220円
		個人ヘルプ	4,470円
	外部サービス利用型	区分2以上	4,470円
	区分1以下	3,220円	
加算	夜間加算	991円	
	通過型加算	926円	
減算	計画未作成減算	280円	
	職員欠如減算	1,560円	
	大規模減算	260円	
その他	家賃助成(知的・身体等) ※所得制限有	12,000円 / 24,000円	
	施設借上費(精神)	69,800円	
	開設準備経費(精神)	309,000円	

※都基本額、加算、減算は日額
 ※家賃助成、施設借上費は月額
 ※開設準備経費は1回に限る



<見直し内容>

- ①国加算を都基本額から差し引かなくなる分、減額
 - ②障害支援区分の重さに応じて都加算額を再設定
 - ③職員配置が厚い事業所の都加算額が厚くなるように、人員配置区分に応じた単価を新たに設定
 - ④介護等が行われない入院・外泊時等の単価を新たに設定
 - ⑤精神科医療連携体制加算を創設
- ※第三者評価受審経費の補助を計上

<見直し後(H30.10から)>

(単位:円)

項目		新単価	
【新】都基本額	介護サービス包括型	区分6	4:1、体験型 9,570 5:1、6:1 8,670
		区分5	4:1、体験型 7,770 5:1、6:1 7,060
		区分4	4:1、体験型 6,640 5:1、6:1 5,930
		区分3	4:1、体験型 5,450 5:1、6:1 4,740
		区分2	4:1、体験型 4,190 5:1、6:1 3,480
		区分1以下	4:1、体験型 3,040 5:1、6:1 2,530
		個人ヘルプ	4:1、体験型 4,190 5:1、6:1 3,480
			国基本報酬無(区分2以上) 4:1、体験型 4,190 5:1、6:1 3,480
		国基本報酬無(区分1以下) 4:1、体験型 3,040 5:1、6:1 2,530	
	外部サービス利用型	区分2以上	4:1、体験型 4,190 5:1、6:1 3,480
		区分1以下	4:1、体験型 3,040 5:1、6:1 2,530
	加算	夜間加算	991
		通過型加算	926
	減算	精神科医療連携体制加算	330
計画未作成減算		280	
職員欠如減算		1,560	
その他	大規模減算	260	
	家賃助成(知的・身体等) ※所得制限有	12,000 / 24,000	
	施設借上費(精神)	69,800	
	開設準備経費(精神)	309,000	

※都基本額、加算、減算は日額 ※家賃助成、施設借上費は月額
 ※開設準備経費は1回に限る
 ※都基本額の単価には第三者評価受審経費の補助を含んでいる

【新都加算】 精神科医療連携体制加算

■ 創設の目的

精神科病院退院患者の受け入れ促進や、地域生活継続のために利用者の状態安定化を図ることを目的として、精神科医療との十分な連携を行える体制を整備している事業所を評価する加算を創設する。

■ 補助要件

- ①以下の要件を満たしているものとして、都へ届け出ること。
 - ・精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職が配置されている（精神保健福祉士等の有資格者）
※常勤、非常勤ともに可。通過型の専従世話人として配置されている者でも可（加配不要）。
※専門職を配置する時間数は、医療機関等との連携をとるのに十分な時間とすること。
 - ・医療連携体制加算（V）を算定できる事業所として都に届け出ていない
- ②月1回以上、当該利用者を支援する精神科医療機関との連携を行い、記録を保存しておく。（最低5年間）
※支援会議出席、通院同行、通院支援、電話連絡等
- ③利用者の状態を把握できるよう、適宜、ヒアリング等を行う。

■ 届出方法

- 【届出時期】 毎月15日締め切り ⇒ 翌月1日より算定可 （届出受付開始は平成30年9月頃を予定）
【届出様式】 追ってご連絡します。

■ 算定方法

精神障害者として支給決定を受けている者に対し、月ごとに、都加算単価に算定日数を乗じた額を加算する。

- 【都加算単価】 330円/日
【算定日数】 都基準日数（入院、外泊時等も算定可）

※この他の詳細は追ってご連絡します。

補助要件①：福祉サービス第三者評価の受審(3年に1回)

■ 要件の詳細

福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。

※最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月1日を起算日として、3年間都加算の補助要件を満たしているものとします。

※「受審を完了した月」：評価機関が作成する評価調査結果報告書の日付を含む月

※受審が完了せずに3年を経過した場合、3年を過ぎた月から次に受審が完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。
(受審を完了した月は、補助要件を満たす期間には含まれません。受審完了の翌月のサービス提供分から都加算が支払われます。)

※標準の評価ではなく、「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」の受審でも結構です。

■ 平成30年3月31日までに指定を受けている事業所

- 平成32年度までは、経過措置期間として、福祉サービス第三者評価を受審していなくても、都加算の補助要件を満たしているものとみなします。この間に福祉サービス第三者評価の受審を完了してください。
- 平成32年度に受審する事業所が集中した場合、対応可能な評価機関を見つけるのが困難になったり、評価調査や取りまとめ等に時間がかかり、平成32年度末までに受審が完了しないという事態が起きる可能性がありますので、計画的な受審をお願いします。平成32年度末までに受審が完了しなかった場合は、原則として、平成33年4月から受審を完了した月までの分の都加算が支払われません。

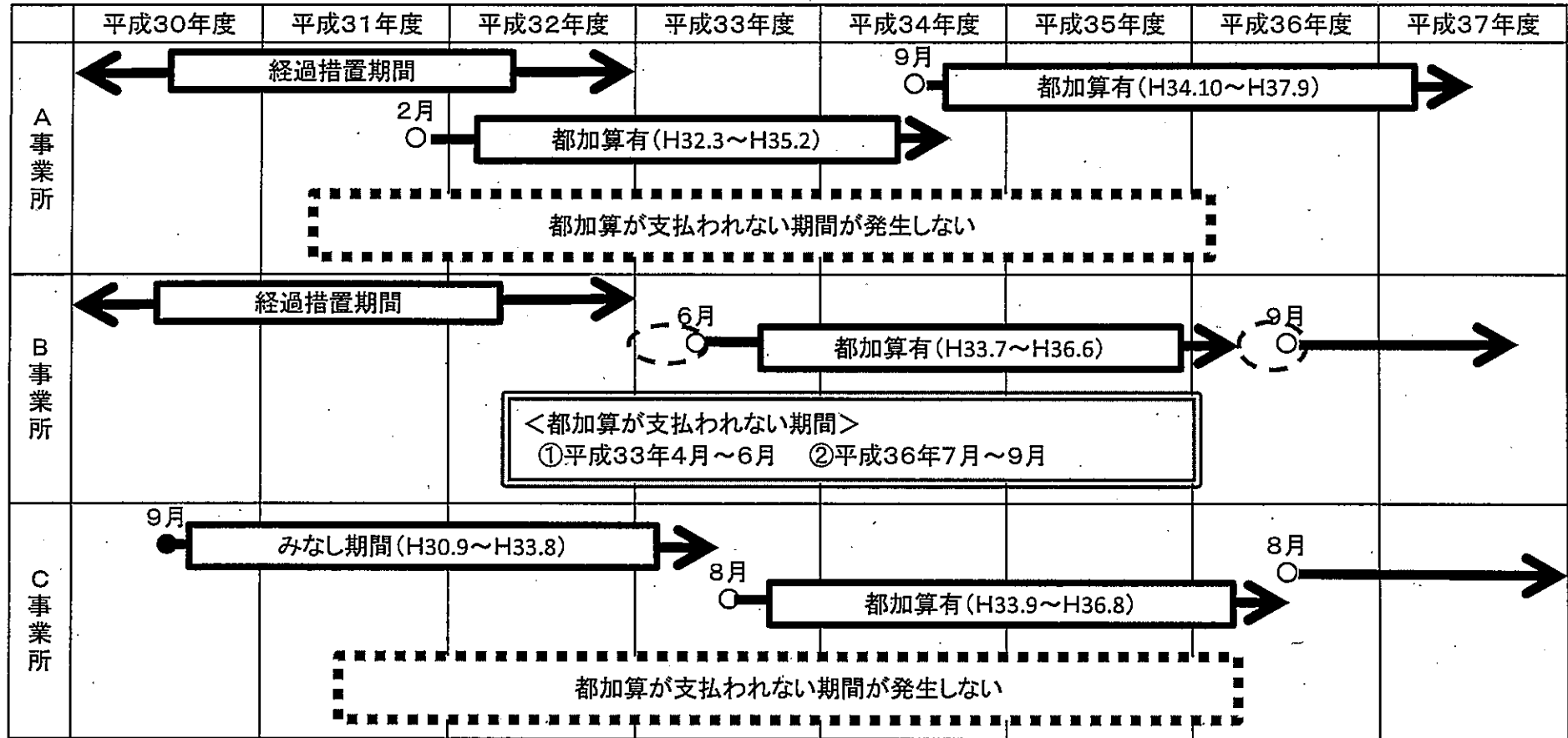
■ 平成30年4月1日以降に指定を受けた事業所

- 当初指定年月日を起算日として、3年間は福祉サービス第三者評価を受審していなくても、補助要件を満たしているものとみなします。この間に福祉サービス第三者評価の受審を完了してください。
この間で受審が完了しない場合、3年を過ぎた月から受審を完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。

■ その他

新たな都基本額には、福祉サービス第三者評価の受審経費の補助が含まれています。

補助要件①：福祉サービス第三者評価の受審(3年に1回)



○ … 受審完了月 ● … 当初指定月

補助要件②：外部研修等受講(年に1回)

■ 要件の詳細

- ①前年度に、事業所全体で一定数以上の世話人又は生活支援員が、外部研修等を受講していること。
- ②ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員のうち一人以上が、年に1回以上外部研修等を受講できるよう努めること。
- ③受講を確認できる書類を少なくとも5年間保存し、都及び区市町村職員等からの求めがあった場合は速やかに提出すること。

■ 定義

- ・「一定数」：前年度4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下切り上げ）
- ・「外部研修等」：【形式】運営法人以外の外部研修 又は 外部講師による法人内研修 【研修内容】主として障害理解に関する研修
※原則として、障害理解に関連している研修であれば対象としますが、以下については対象外とします。
 - ・グループホームの運営や支援に関連があっても、主として障害理解を含まない研修（防火管理者研修、料理教室、感染症対策研修等）
 - ・組織運営や制度に関する研修（法人理念研修、組織マネジメント研修、介護保険法勉強会など）
- ・「受講を確認できる書類」：研修資料、参加者の研修報告書（様式任意）など

■ 留意事項

- ・外部研修等の受講者が一定数に達しない場合、翌年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。
（都加算の支払いがない年度に外部研修等の受講者が一定数に達しても、原則として都加算の支払いは翌年度に再開となります。）
- ・平成31年度から、都の委託事業によって、グループホーム従事者向けの研修を開催する予定ですので、そちらの受講もご検討ください。

■ 平成31年3月31日までに指定を受けている事業所

- ・平成31年度までは、経過措置期間として、前年度の外部研修等受講状況によらず、当該補助要件を満たしているものとみなします。
平成31年度中に当該補助要件を満たすように外部研修等を受講してください。
（平成31年度中に外部研修等受講者が一定数に達しない場合、平成32年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。）

■ 平成31年4月1日以降に指定を受けた事業所

- ・当初指定年月日を含む年度及びその翌年度は、当該補助要件を満たしているものとみなします。
当初指定年月日を含む年度の翌年度に当該補助要件を満たすように外部研修等を受講してください。
（この間に外部研修等受講者が一定数に達しない場合、その翌年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。）

補助要件②：外部研修等受講(年に1回)

	状況	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
A 事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定年月日: 平成30年度以前 ・定員:25名 ⇒平成31年10月 定員32名に増 ⇒平成32年6月 定員30名に減 	←	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">経過措置期間</div>	→	都加算有 6月 ○ 10月 ○	都加算有 6月 ○ ※平成33年4月の定員が30名以下なので、受講者は1名以上
B 事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定年月日: 平成30年度以前 ・定員:32名 	←	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">経過措置期間</div>	→	都加算無 10月 ○ 4月 ○	都加算有 10月 ○ 6月 ○
C 事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定年月日: 平成30年度 ・定員:5名 	7月 ● ←	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">経過措置期間</div>	→	都加算有 10月 ○	都加算有 10月 ○
D 事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定年月日: 平成31年度以降 ・定員:7名 		4月 ●	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">みなし期間</div>	→	都加算有 6月 ○

○ … 外部研修等受講月 ● … 当初指定月

見直し後のモデル試算①

【前提】 1級地事業所
月額で試算(30日計算)

<知的(中・軽度)>

【利用者構成】

障害支援区分	人数	うち、土日 帰宅者数
区分4	1	
区分3	2	1
区分2	3	2
区分1	1	

※土日帰宅は月8日とする。

【報酬体制】

人員配置区分 4:1
福祉専門職員配置等加算(I)
通勤者生活支援加算 有

現行	都加算	単価		月額
		単価	回数	
		区分4	6,390 30	191,700
		区分3	5,810 60	348,600
		区分2	4,470 90	402,300
		区分1	3,220 30	96,600
		合計		1,039,200

見直し後	都加算	単価		月額
		単価	回数	
		区分4	6,640 30	199,200
		区分3	5,450 52	283,400
		区分2	4,190 74	310,060
		区分1	3,040 30	91,200
		国費無 (2以上)	4,190 24	100,560
	国加算	福祉・I	114 186	21,204
		通勤者	206 186	38,316
		帰宅時	4,278 3	12,834
		合計		1,056,774
		現行との差額		17,574

<身体>

【利用者構成】

障害支援区分	人数	うち、土日 帰宅者数
区分6	2	1
区分5	3	2
区分4	2	1

※土日帰宅は月8日とする。

【報酬体制】

人員配置区分 4:1
福祉専門職員配置等加算(I)
医療連携体制加算(V)

現行	都加算	単価		月額
		単価	回数	
		区分6	9,480 60	568,800
		区分5	7,500 90	675,000
		区分4	6,390 60	383,400
		合計		1,627,200

見直し後	都加算	単価		月額
		単価	回数	
		区分6	9,570 52	497,640
		区分5	7,770 74	574,980
		区分4	6,640 52	345,280
		国費無 (2以上)	4,190 32	134,080
	国加算	福祉・I	114 178	20,292
		医療・V	446 178	79,388
		帰宅時	4,278 4	17,112
		合計		1,668,772
		現行との差額		41,572

見直し後のモデル試算②

【前提】 1級地事業所
月額で試算(30日計算)

<精神>

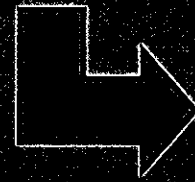
【利用者構成】

障害支援区分	人数	うち、入院日数
区分3	1	20
区分2	4	30
区分1	2	

【報酬体制】

人員配置区分 6:1
福祉専門職員配置等加算(I)
精神科医療連携体制加算 算定可

現行	都加算	区分3	5,810	30	174,300
		区分2	4,470	120	536,400
		区分1	3,220	60	193,200
		合計			903,900



見直し後	都加算	算価		回数	月額	
		算価	回数			
見直し後 (6対1)	都加算	区分3	4,740	10	47,400	
		区分2	3,480	90	313,200	
		区分1	2,530	60	151,800	
		国費無(2以上)	3,480	50	174,000	
		精神医療	330	210	69,300	
	国加算	福祉・I	114	160	18,240	
		長入院	1,395	46	64,170	
		合計			838,110	
	現行との差額					△65,790
	見直し後 (4対1)	都加算	区分3	5,450	10	54,500
区分2			4,190	90	377,100	
区分1			3,040	60	182,400	
国費無(2以上)			4,190	50	209,500	
精神医療			330	210	69,300	
国加算		福祉・I	114	160	18,240	
		長入院	1,395	46	64,170	
		合計			975,210	
現行との差額					71,310	

No.	問い	回答
1	今回の見直しの基本的な考え方について詳しく知りたい。	<p>都内グループホームの利用定員は増加し続けており、利用者の障害支援区分については年々重度化が進んでいます。今回の見直しは、重度の障害者の受入れやサービスの質の向上への事業者の取組を促進することを目的としています。</p> <p>具体的には、質の向上のための国加算を取得した場合には、その加算額が事業者の収入に直接反映される仕組みに改めるとともに、障害支援区分ごとに設定している都加算額について、より重度の区分を手厚く設定したほか、世話人の配置について、4対1の人員配置とした場合に、都加算額が増加するように設定しました。</p> <p>併せて、精神障害者の受入れに当たり精神科医療との連携体制を確保するための加算を創設したほか、帰宅や入院によりグループホームを利用しない場合には、食事の介護などの直接的なサービスは行わないため、世話人の配置に要する経費相当となるように見直しました。</p>
2	国基本報酬の算定がない場合の単価の考え方について知りたい。	<p>国報酬では、利用者が不在の日には基本報酬額は算定できないこととなっています。都は、従来、帰宅や入院によりグループホームを利用しない方についても、グループホーム利用する場合と同額の加算を行っていましたが、利用者が不在の場合には、食事の介護などの直接的なサービスは行わないため、世話人の配置に要する経費相当額となるように見直しました。</p> <p>なお、国基本報酬は、曜日や祝祭日に関係なく、丸一日グループホームに不在だった日に限り算定できません。よって、土曜日の午前中に帰宅し、日曜日にグループホームに戻った場合は、両日ともに基本報酬が算定できます。</p>
3	基本報酬について、国費が算定されない場合の単価が設定されたが、夜間加算、通過型加算に影響はあるのか。	<p>今回の見直しでは、夜間加算、通過型加算は変更ありません。 (単価×基準日数で算定してください)</p>
4	精神科医療連携体制加算について、「精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職」とは有資格者の配置が必須か。	<p>有資格者の配置を必須とさせていただきます。</p> <p>なお、対象の資格は、基本的には精神保健福祉士を想定していますが、その他につきましては、国の加算の改定を踏まえて検討中ですので、追ってご連絡いたします。なお、医療連携体制加算(V)の対象となる看護職員は対象として想定しません。</p>
5	精神科医療連携体制加算について、事業所の利用者全員が算定可能か。また、算定は医療連携を行った日に限られるのか。	<p>精神科医療連携体制加算について都に届け出ている事業所のうち、受給者証に「精神障害者」として記載がある方は全ての方が加算対象となります。また、月に1回以上連携を行っていれば、連携を行っていない日であっても基準日数分算定が可能です。</p>

6	精神科医療連携体制加算について、連携の内容はメール等の連絡でもよいか。また、精神科以外の診療科との連携も算定要件を満たしていると考えられるか。	利用者の状況や支援の内容によっては、電話、メール、FAXでも結構です(一方向的な連絡でなく双方向的な情報交換、指示、助言などの連携が必要です)。なお、精神科以外の診療科目への受診等は、加算の趣旨を鑑みて、算定要件の対象になりません。
7	精神科医療連携体制加算について、医療機関との連携は専門職が必ず行わなければならないのか。また、月1回以上というのは、全利用者についてか。	原則として、専門職の方が行ってください。専門職でない方が行う場合は、専門職の方の指示に基づいて行っていただき、専門職の方が状況を把握できるよう情報を共有してください。 また、当該加算を算定する全利用者に対して、月1回以上の連携を行ってください。
8	第三者評価の受審は「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」でよいか。	結構です。
9	第三者評価の受審経費の補助はどうなっているのか。通所系の事業所と異なるのはなぜか。	第三者評価受審経費の補助については、利用者一人一人の加算単価に含まれています。 通所系事業所に対する補助とは、補助形式が事業所単位ではなく利用者単位であることなどから、異なる取り扱いとしました。 第三者評価の受審経費は、利用者の数などによって変動することから、事業所により幅が出てくることが予想されます。早めに経費を見積もっていただき、ご準備をお願い致します。
10	第三者評価の受審は、都や区市町村が行う実地検査の代わりとなるのか。	第三者評価は、事業を運営する事業者が、自ら提供するサービスの質の評価を行い良質かつ適切なサービスを提供することを促す目的であり、都や区市町村が行う実地検査は、法令に定める最低基準等の遵守状況について検査を行い、法人・施設等の適切な運営、サービスの質の確保を図るものであり、その目的が異なるため、第三者評価の受審は実地検査の代わりとはなりません。
11	外部研修等受講について、毎年、同一人物が同一研修を受けてもよいか。	サービス提供に関わるより多くの職員が、グループホームの運営や支援に関する知識を習得できるよう、計画的に受講者や受講内容を検討してください。
12	外部研修等受講について、非常勤(パート)でもよいか。	研修で得た知識を職場内の伝達研修などで活用することも検討していただきたい。ため、常勤・非常勤は問いませんが、職場において中心的役割、指導的役割を担う職員の方が優先的に受講していただくようお願い致します。
13	日中サービス支援型共同生活援助を行った場合、都加算はどうなりますか。	新設、拡充された各種減算とともに、現在対応を検討中です。対応がまとまり次第ご連絡差し上げます。

注 区市町村が行う事務に関する事項は、別途、情報提供を予定しております。

Ⅲ その他の事項について

【参考資料】 管理者、サービス管理責任者等の兼務について

	人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚労令171)	人員、設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発1206001 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	兼務について	勤務表の取扱い
管理者	指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	<p>【療養介護の準用】</p> <p>○管理者の専従 原則として、専ら当該事業所の管理業務に従事するもの。ただし、当該事業所の管理業務に支障が無いときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>ア 当該事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合 イ 当該事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該事業所の管理業務に支障が無いと認められる場合</p>	<p>○当該GH又は併設されている障害福祉サービス事業所等の従業者であれば兼務可能</p> <p>○複数の職種を同時並行的に行い、働いたすべての時間について、すべての職種にカウントすることができる</p> <p>○業務に支障がない範囲であれば夜間支援従事者も兼務可能</p> <p>○法人常勤か否かを問わず、併設されていない事業所(同法人の他GHを含む)は兼務不可</p>	<p>○常勤 ⇒就業規則に定める時間数を勤務する必要がある</p> <p>○複数職種を同時並行的に行う場合は、全職種で業務時間を計上可 (例) 世話人兼務の場合、世話人の時間にも計上可</p>
サービス管理責任者	専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。	<p>○常勤換算方法により必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から必要な勤務時間帯が確保されている必要があること。</p> <p>○指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該指定共同生活援助事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該指定共同生活援助事業所における入居定員が20人以上である場合には、出来る限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めること。</p>	<p>○どの職種も兼務可能</p> <p>○非常勤でも可</p> <p>○常勤換算による配置が求められているわけではないが、30人につき1人配置となっていることを勘案して配置することが望ましい。</p> <p>○精神通過型の常勤世話人と兼務する場合は、常勤が勤務すべき時間数の過半数を世話人として勤務することが望ましい。</p>	<p>兼務の場合は、時間数を分けて記載する。 ⇒サビ管と世話人を兼務 : サビ管としての時間と世話人としての時間を分けて記載 ⇒他事業所のサビ管と兼務 : 兼務先の要件を確認し、問題なければ兼務可能</p>
世話人	専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。	<p>○指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。</p>	<p>○原則として専従(GHの世話人としての勤務時間中はGH専従であること)</p> <p>○他職種と兼務可能</p> <p>○精神通過型の場合は、常勤の世話人が必要。常勤世話人が当該事業所のサビ管、管理者を兼務することも可能。なお、ここでいう「常勤」は事業所単位ではなくユニット単位で常勤者が勤務すべき時間数に達している場合とする。なお、サビ管と兼務する場合は、常勤が勤務すべき時間数の過半数を世話人として勤務することが望ましい。</p>	<p>兼務の場合は、時間数を分けて記載する。 ⇒サビ管と世話人を兼務 : サビ管としての時間と世話人としての時間を分けて記載</p>
生活支援員	専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。	<p>○指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。</p> <p>○生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者に委託することができることを定めた。再委託は認められない。</p>	<p>○原則として専従(GHの生活支援員としての勤務時間中はGH専従であること)</p> <p>○精神通過型の代替世話人が当該事業所の生活支援員を兼務することは可能。ただし、時間数は区分する必要がある。</p>	<p>兼務の場合は、時間数を分けて記載する。 ⇒サビ管と世話人を兼務 : サビ管としての時間と世話人としての時間を分けて記載</p>

	用語の定義 (解釈通知 第二 2)
「常勤」	指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。また、当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援B型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援B型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。
「専従」「専ら従事する」	原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

※指定障害福祉サービス事業所等 … 指定障害福祉サービス事業所及び基準該当障害福祉サービス事業所

➡「常勤」の考え方については、平成32年度以降に指定更新または管理者を変更する場合はこの常勤の考え方を適用

自立生活援助（平成30年4月～）の概要

サービス内容

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、一定の期間（原則1年間）にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

※市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合は更新可能

対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

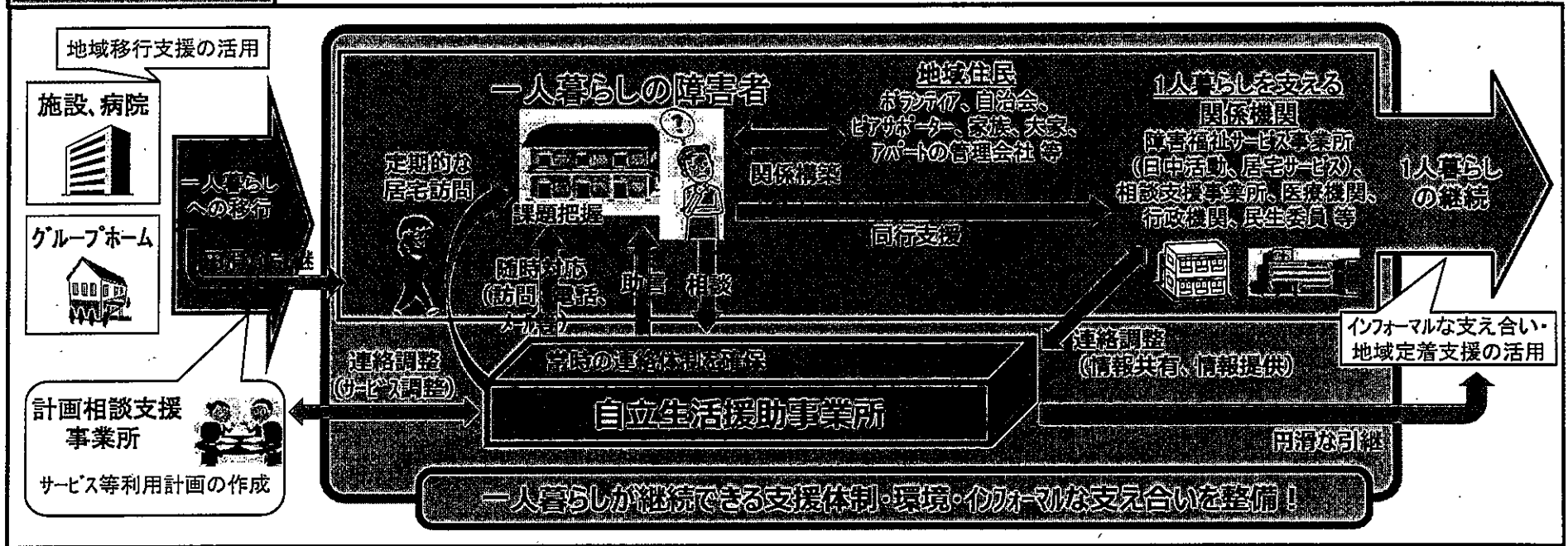
※自立生活援助による支援が必要な者（例）

- 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰り返し等）
- その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

※家族による支援が見込めないと判断する場合（例）

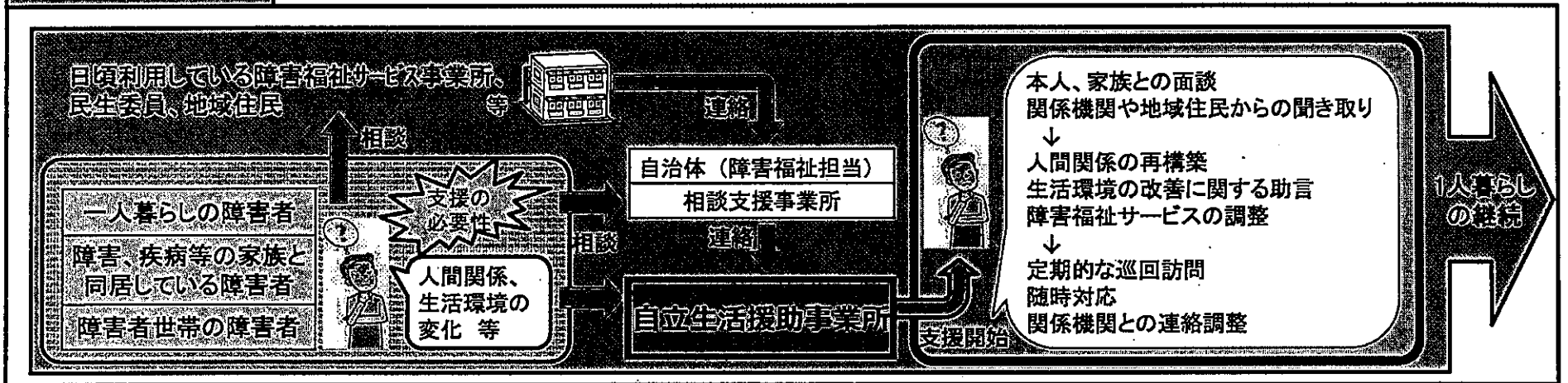
- 同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
- 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
- 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
- その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

支援のイメージ ①



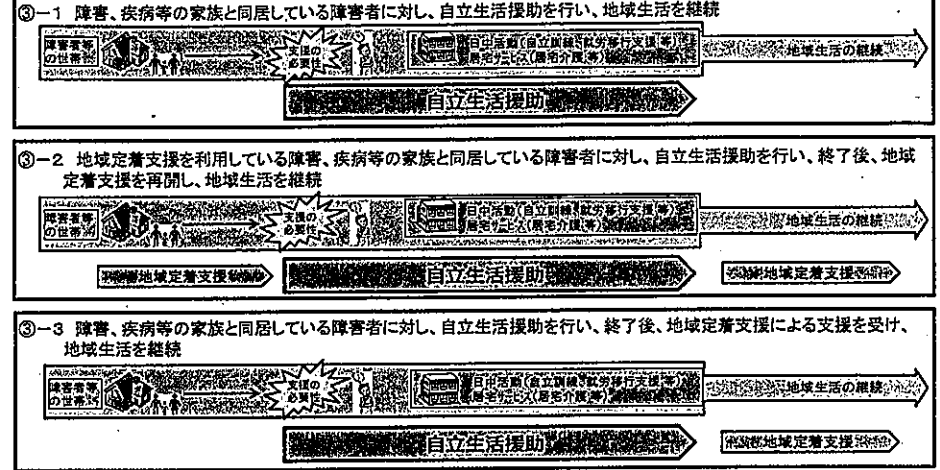
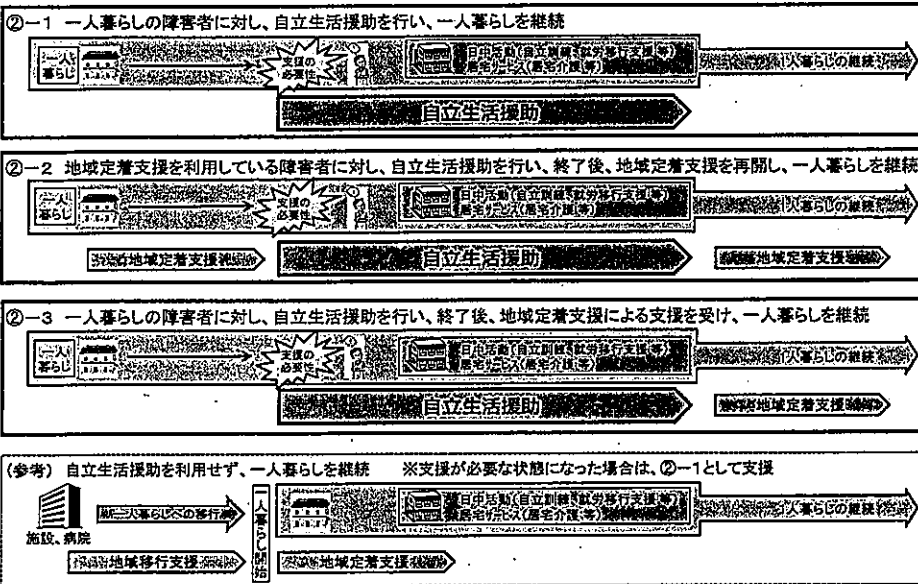
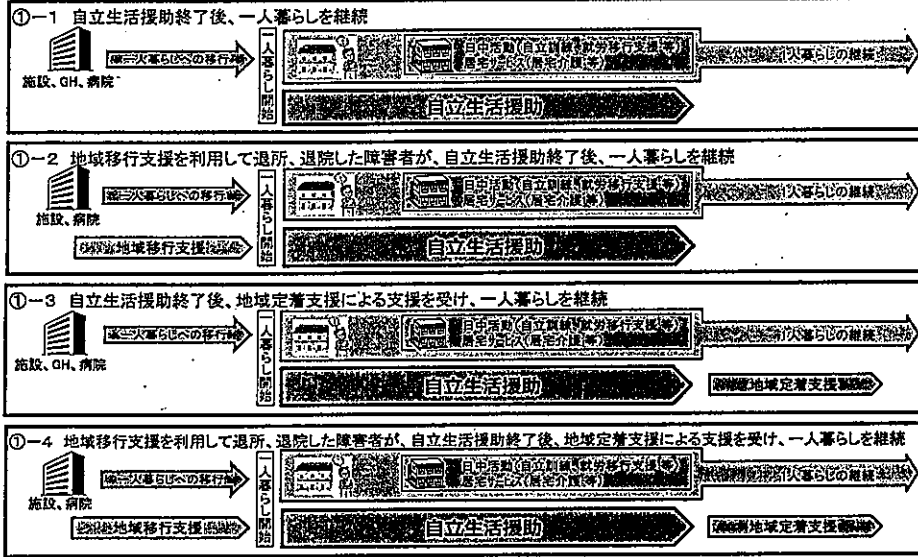
-334-

支援のイメージ ②



既存のサービスとの関係

※ 自立生活援助と、地域定着支援または就労定着支援との併給は認めない。



関連資料 2

事務連絡
平成 30 年 2 月 21 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省・社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室 地域移行支援係

自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助について

平素より、障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 4 月から施行を予定している自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助については、

・人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）」⇒平成 30 年 1 月 18 日改正

・事業所指定の申請に必要な事項等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）」⇒パブリックコメント手続き中
であるとともに、報酬告示等については現在公布に向けて準備中です。

今般、施行準備を円滑に進めるため、別紙のとおり、指定に係る留意点を整理しましたので、平成 30 年 4 月施行に向けて準備を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、送付する内容は、現時点での案であること、簡易な表現にしていること、内容の変更があり得ることを申し添えます。

[担当]
障害福祉課 地域生活支援推進室
地域移行支援係 富原、大石
TEL: 03-5253-1111 (内線 3045)

別紙

1. 自立生活援助の施行に向けた留意点

○自立生活援助の趣旨について

障害者総合支援法改正により、平成 30 年 4 月から施行される新サービスである自立生活援助は、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分でない障害者の一人暮らしを支援するサービスである。

○支援内容について

自立生活援助の支援内容は、定期的な居宅訪問や随時の対応等により利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行うものである。

○実施主体について

自立生活援助の実施主体は、支援内容や利用者の居住の場の変化等を勘案し、「指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者であること」を要件としている。

○対象者について

以下の者が対象となる。

- (1) 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- (2) 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- (3) 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

対象者(1)の「…精神科病院等」の「等」に該当する施設は、以下のとおり。

のぞみの園、宿泊型自立訓練事業所、児童福祉施設、療養介護を行う病院、福祉ホーム、救護施設、更生施設、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院、更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム

対象者(2)(3)の「自立生活援助による支援が必要な者」は、障害者の状態や生活環境等を踏まえ判断することになるが、具体的な例は以下のとおり。

- ・ 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ・ 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰返し等）
- ・ その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適と認められる場合

○利用者数について

自立生活援助の基本報酬の「利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満・以上」に関して、利用者数は以下のとおりとする。

- ・前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所月数で除して得た数

なお、平成 30 年 4 月施行時点においては、指定申請の際に登録する利用者の推定数の 90%とする。

○サービス管理責任者について

自立生活援助のサービス管理責任者は、サービス管理責任者研修において、地域生活（知的・精神）分野の講義等を受講した者を要件とする。

なお、サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成し客観的な評価等を担う者であるため、業務の客観性を担保する観点から、地域生活支援員との兼務は認めない。

○他の事業所との兼務について

自立生活援助事業所の従業者は、原則として専従とする。

ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、従業者を当該自立生活援助事業所の管理者や他の事業所又は施設等の職務に従事させることができるものとする。

なお、相談支援事業所の従業者、併設する他の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者の職務と兼務する場合には、業務に支障がない場合として認めるものとする。

(他の事業所における兼務の要件に留意すること)

○常時の連絡体制について

自立生活援助事業所は、利用者の状況に応じて、携帯電話等により直接利用者又はその家族等と常時の連絡体制を確保しなければならない。

○地域定着支援との併給について

自立生活援助は、地域定着支援の支援内容を包含するため、地域定着支援との併給は認めない。

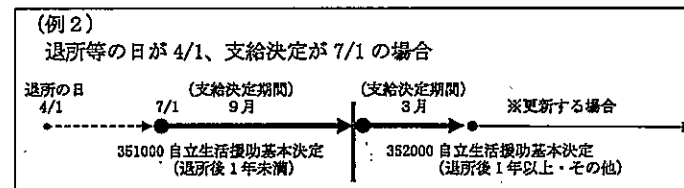
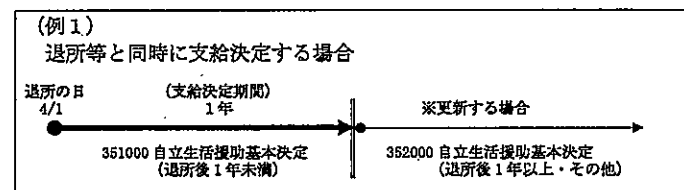
○指定申請に係る様式について

自立生活援助の指定申請に係る様式については、別添の様式を参考に準備願いたい。

○支給決定について

自立生活援助の支給決定は、障害者支援施設等から一人暮らしに移行した障害者の場合、退所等の日から 1 年間は支給決定サービスコード「351000 自立生活援助基本決定（退所後 1 年未満）」で支給決定し、その後は「352000 自立生活援助基本決

定（退所後 1 年以上・その他）」で支給決定することになるため、支給決定期間の設定に留意願いたい。



⑤ 自立生活援助、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給

就労定着支援は雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うものであり、生活支援としては、生活リズム・生活習慣、衛生管理、健康管理・服薬管理などを行うことになる。このため、就労定着支援は自立生活援助における支援内容の範囲をまかなえることから、自立生活援助との併給は認めないこととする。

また、就労定着支援は、訪問型自立訓練（生活訓練）の相談援助の内容の範囲をまかなえることや、就労定着支援の利用者は一般企業に就職していることを踏まえれば、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給は認めないこととする。

※ サービス内容が異なる他の障害福祉サービス等との併給は妨げない。

(2) 自立生活援助

① 基本的考え方

自立生活援助は、定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に実施するものであることから、基本報酬は月額とし、包括的にサービスを評価する体系とする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績や体制に応じて報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

以下の者を対象とする。

- 一 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- 二 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者(※)
- 三 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者(※)

※ 自立生活援助による支援が必要な者の例

- ・ 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ・ 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰返し等)
- ・ その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

③ 職員配置

以下の職員を配置する。

一 地域生活支援員

指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

なお、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。

二 サービス管理責任者

次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数以上

イ 利用者の数が30以下 1以上

ロ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

④ 基本報酬・加算の設定

ア 毎月の包括的なサービスの評価

・ 定期的な居宅訪問を月2回以上行うことを算定要件とする。

・ 障害者支援施設等から移行した直後（退所等の日から1年以内）の利用者については、関係機関との連絡調整や地域住民との関係づくりに要する業務量を評価する報酬を設定する。

・ 適正なサービス量を提供する観点から、1人の地域生活支援員が支援する利用者数を人員基準では「標準として25人」としているが、報酬上は「30人」を超えた場合の報酬を設定する。

《自立生活援助サービス費の設定》

イ 自立生活援助サービス費（Ⅰ）【新設】 ※退所等から1年以内の利用者

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満

1,547単位/月

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上

1,083単位/月

ロ 自立生活援助サービス費（Ⅱ）【新設】 ※退所等から1年を超える利用者

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満

1,158単位/月

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上

811単位/月

イ 特に支援が必要となる場合等の評価

・ 特に業務量が集中する支援を開始した月及び利用者が居宅から外出した際に支援を行った月については、更に一定単位数を加算する。

<<初回加算【新設】>> 500単位/月
 <<同行支援加算【新設】>> 500単位/月

ウ その他

- ・ 中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

<<特別地域加算【新設】>> 230単位/月

- ・ 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合等を評価することとし、福祉専門職員配置等加算を創設する。

<<福祉専門職員配置等加算【新設】>>
 (Ⅰ) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上 450単位/月
 (Ⅱ) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が25%以上 300単位/月
 (Ⅲ) 地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上 180単位/月

- ・ 利用者負担額合計額の管理を行った場合の業務負担を評価する利用者負担上限額管理加算を創設する。

<<利用者負担上限額管理加算【新設】>> 150単位/回 (月1回を限度)

(3) 居宅訪問型児童発達支援

① 基本的考え方

- ・ 居宅訪問型児童発達支援については、訪問先において発達支援を提供するものであることから、1回当たりの支援に係る費用を報酬上算定する仕組みとする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績や体制に応じて報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

- ・ 重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合をサービスの対象者とする。

○ 自立生活援助サービス費

基本部分

イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 30:1未満 (1月につき1,547単位)
	(2) 30:1以上 (1月につき1,083単位)
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 30:1未満 (1月につき1,158単位)
	(2) 30:1以上 (1月につき811単位)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1月につき450単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1月につき300単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1月につき180単位を加算)

初回加算 (1月につき500単位を加算)

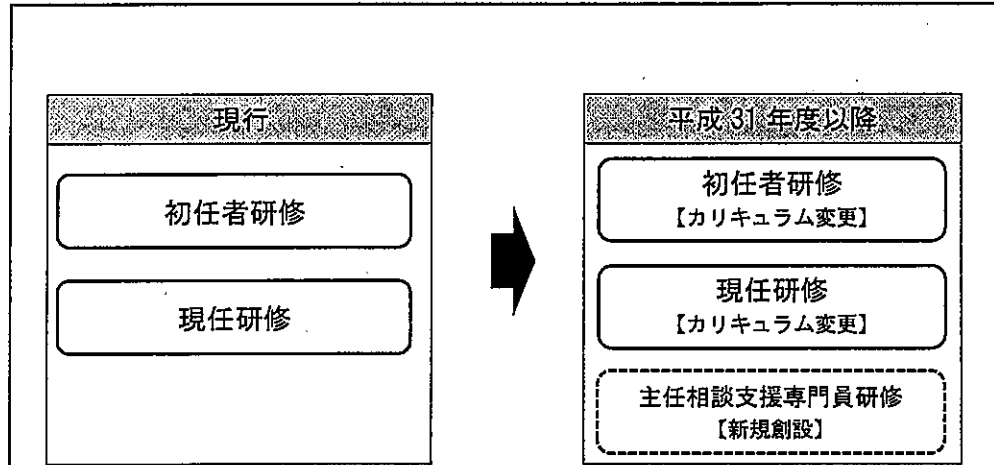
同行支援加算 (1月につき500単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)

注		注
サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立生活援助計画が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	特別地域加算
5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	+230単位

障害者総合支援法関連研修の変更イメージ

■相談支援従事者研修

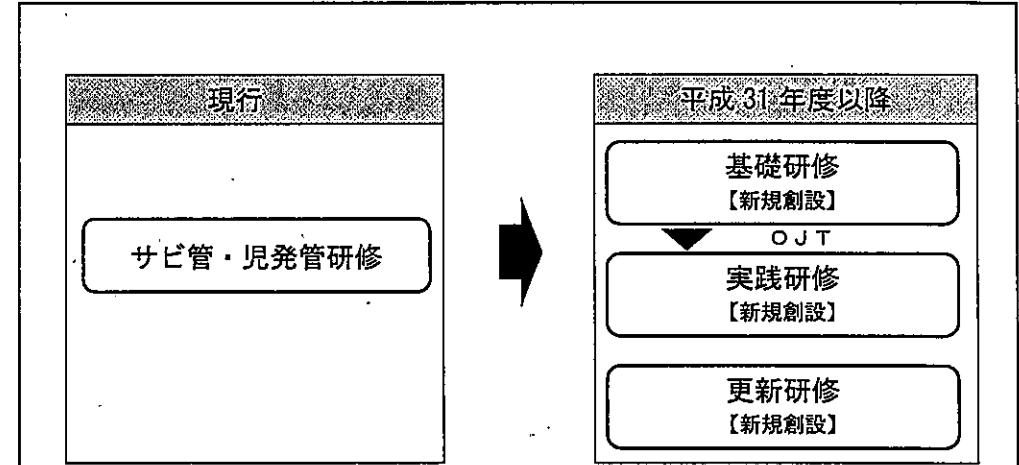


<概要>

- ・地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる人材を養成・育成するため、研修制度及び実務経験を見直す。
- ・初任者研修及び現任研修について、研修カリキュラムを見直す。
- ・地域の中核的な役割を担う人材とされる主任相談支援専門員の制度を創設する。

主任相談支援専門員・・・①相談支援従事者現任研修を修了後、相談支援業務に3年以上従事
②主任相談支援専門員研修を修了すること。

■サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修



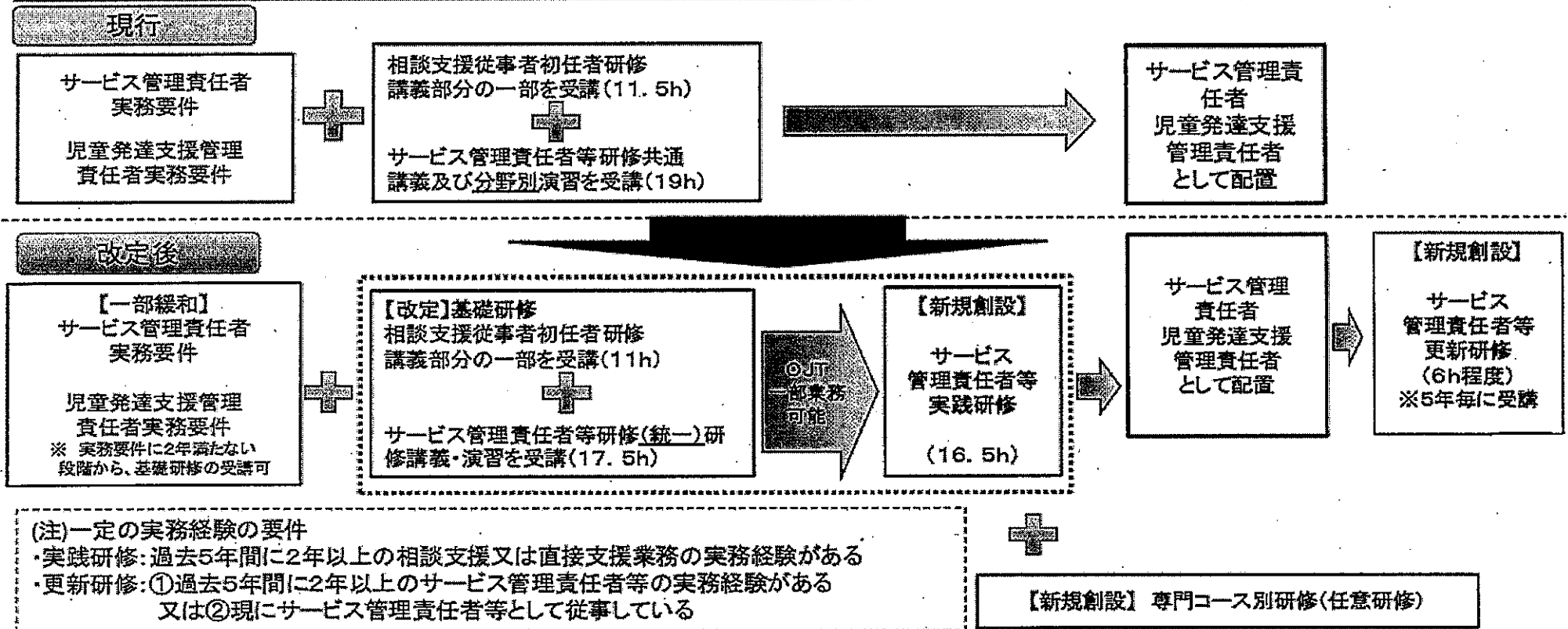
<概要>

- ・障害福祉サービス事業所等により提供されるサービスの質を担保するため、サービス管理責任者等がそのキャリアに応じたスキルアップを図れる機会を確保できる研修制度に見直す。
- ・現行のサービス管理責任者等研修の内容を、基礎研修と実践研修に分ける。
- ・基礎研修受講後、OJTを経て実践研修を修了したのち、サビ管・児発管となる。
- ・5年ごとの更新研修を導入する。
- ・これまでの分野別研修から、分野共通のカリキュラムとする。
- ・研修見直しに伴う経過措置等あり。

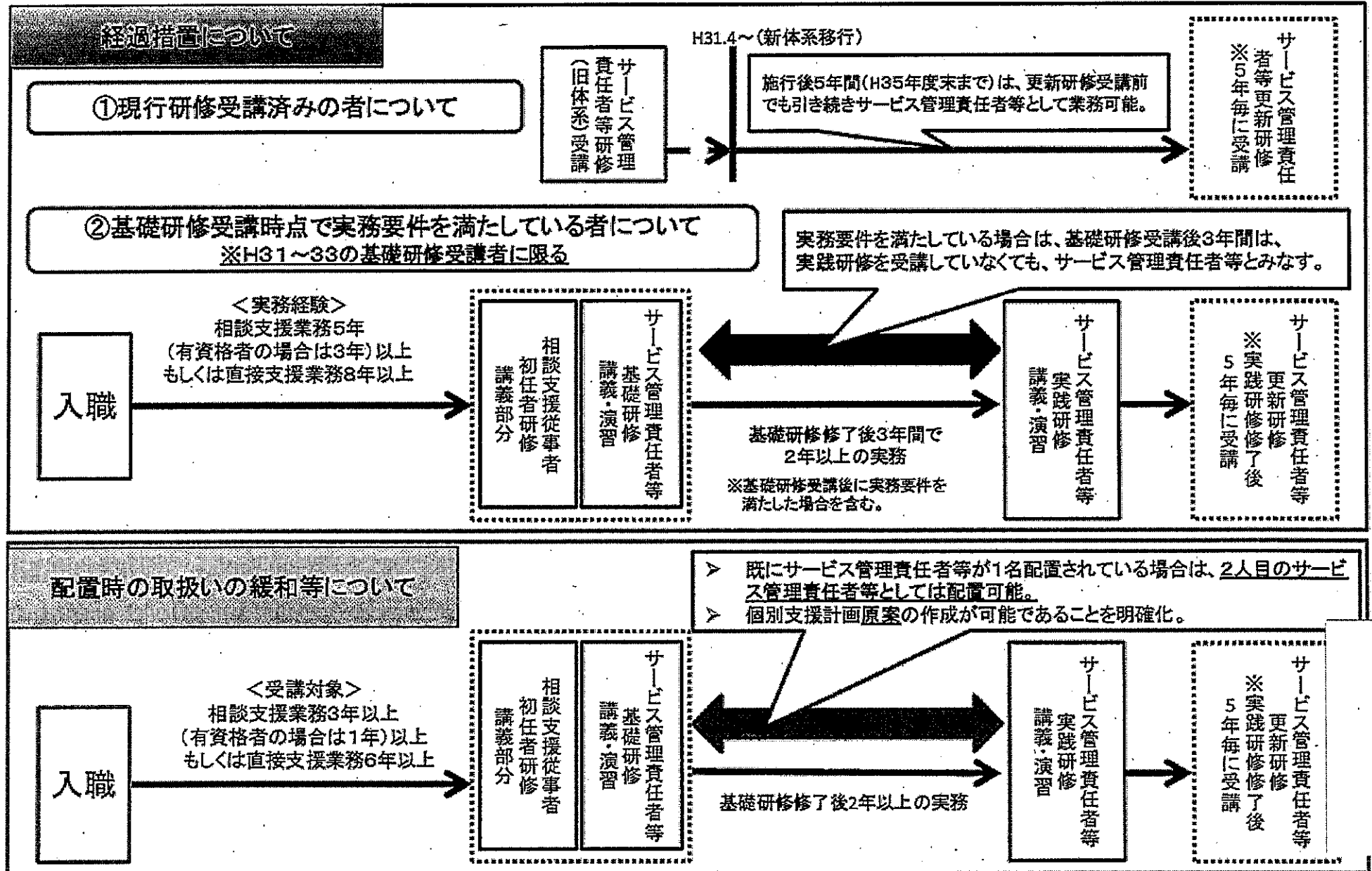
(平成30年3月14日 障害保健福祉関係主管課長会議資料より)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たって、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



1 障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業

東京都では、福祉・介護人材の確保定着を図るため、平成30年度から新たに「障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業」を実施します。本事業では、事業所へ災害時参集可能な範囲に職員宿舍を確保し、働きやすい職場環境の推進と、災害時の運営体制強化に取り組む事業者を支援します。募集内容等の詳細については、決定次第、本事業の実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページ等でご案内します。

<事業概要>

(1) 対象施設

区市町村長による福祉避難所の指定を受け、又は、区市町村と福祉避難所として災害時応援協定を締結しており、かつ、職員宿舍を確保し、災害対応要員を配置する都内の障害福祉サービス事業所等

※ただし、国又は地方公共団体が設置する施設・事業所（指定管理者が管理するものを含む）は除く。

(2) 対象法人

対象施設を運営する法人

(3) 対象職員

対象施設に勤務する従事者

(4) 助成規模

120戸

(5) 対象経費

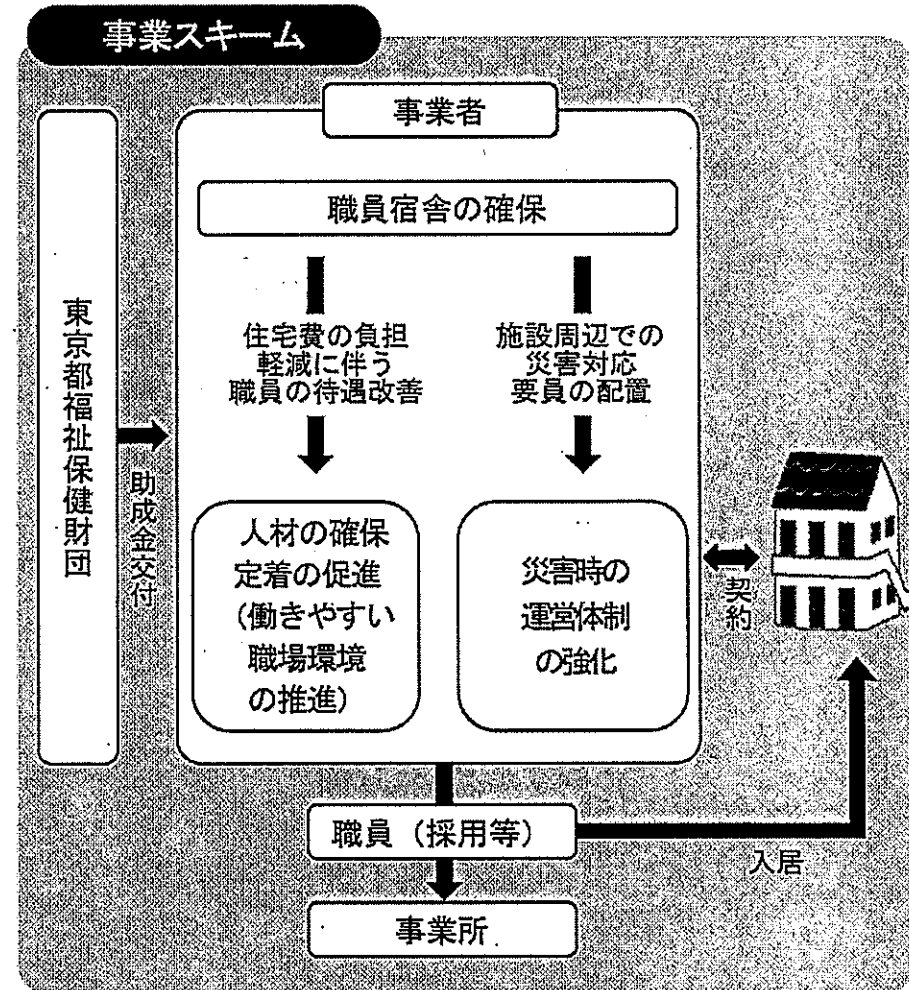
賃料、共益費（管理費）、礼金、更新料等

(6) 助成要件

- ① 1福祉避難所につき4戸が上限
- ② 借り上げている宿舍が、事業所の周辺（半径10キロメートル圏内）にあること
- ③ 1戸当たりの助成対象期間は、4年間を上限
- ④ 対象職員が入居していること

(7) 助成額

助成基準額は、1戸あたり月額82,000円を上限とし、その7/8を助成額とする。



2 代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業

東京都では、平成30年度から新たに、都内の障害福祉サービス事業所等で働く職員が研修を受講する場合、東京都で委託した人材派遣会社から受講期間中の代替職員を派遣します。事業所で働く職員が研修等に参加しやすい環境づくりを支援することで、研修等の受講を促進し、資質向上を図ります。募集内容等の詳細については、決定次第、東京都福祉保健局のホームページ等でご案内します。

<事業概要>

(1) 対象研修

障害福祉サービス事業所等が策定する研修計画に基づき受講させる研修等です。研修等は事業所を離れて行うものに限らず、事業所内で行う研修等も含み、その形式については、講義形式・実研修等いずれも可能です。

<対象となる外部研修>

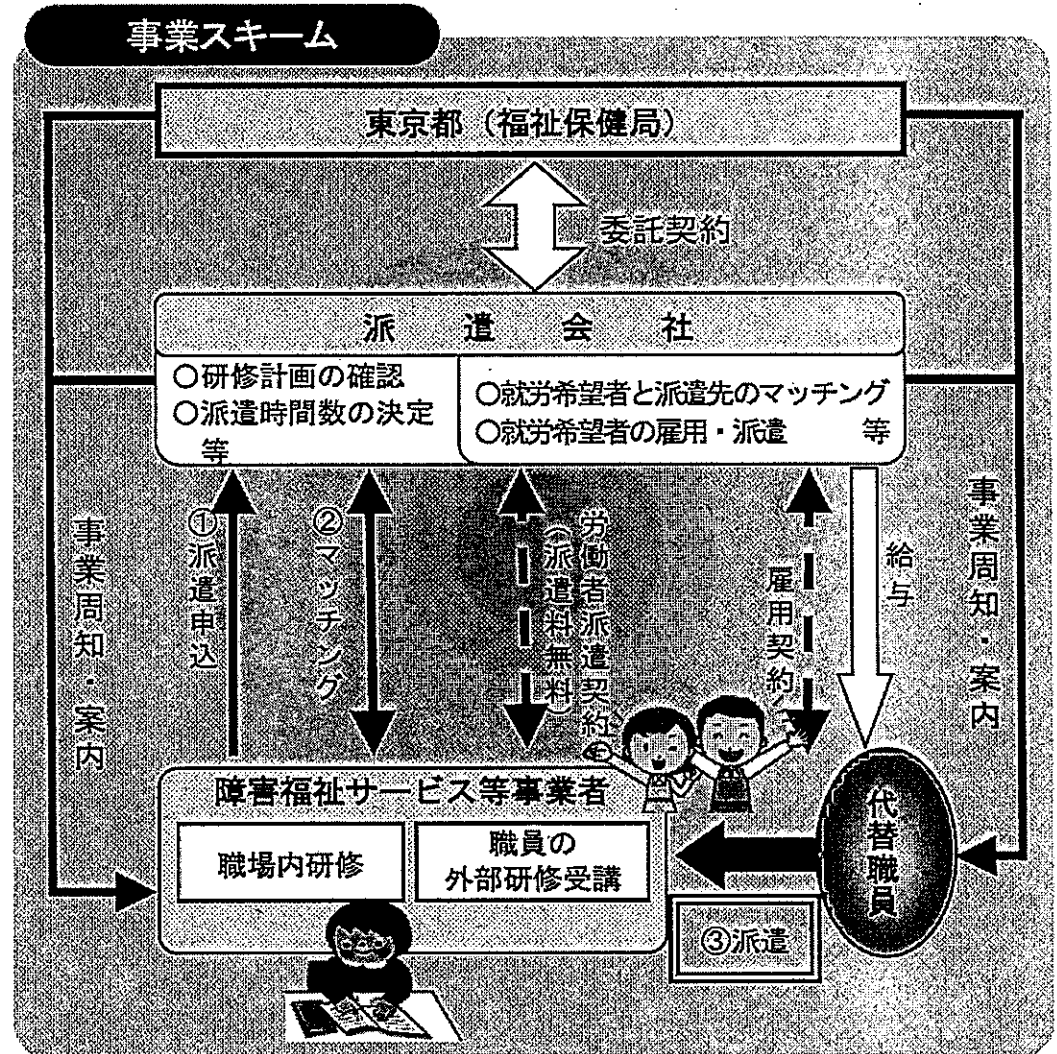
- ① サービス管理責任者研修及び
児童発達支援管理責任者研修
- ② 相談支援従事者研修
(初任者研修・現任研修)
- ③ 強度行動障害支援者養成研修
(基礎研修・実践研修)
- ④ 障害者虐待防止・権利擁護研修
- ⑤ 介護職員等によるたんの吸引等の
実施のための研修
- ⑥ 国・都・区・市・村又は事業者団体等が実施する
障害福祉サービス事業所等向け研修 等

(2) 対象となる事業所

都内に所在する障害福祉サービス事業所等

(3) 派遣期間

研修に参加する時間数の4倍まで
(原則として所属職員が対象研修に
参加する期間を含みます)



3 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業

東京都では、平成30年度より新たに、都内の障害福祉サービス事業所等を運営する法人を対象に、対象法人が国家試験を受験する職員に対して、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに資格取得に係る経費を支援した場合、その支援した金額の1/2に対して、交付予定額の範囲内で助成金を交付します。対象職員の合否によって助成基準が変わる制度です。募集内容等の詳細については、決定次第、本事業の実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページ等でご案内します。

<事業概要>

(1) 対象事業所

都内の障害福祉サービス事業所等

(2) 対象法人

対象事業所を運営する法人

(3) 助成規模

200名

(4) 対象経費

- ① 国家試験の受験料
- ② 資格取得に係る諸経費

(5) 助成要件

- ① 対象法人が経費を支出していること
- ② 1事業所当たり原則1名まで
- ③ 国家試験の結果が不合格の場合は、
国家試験受験料のみ助成する

(6) 助成額

助成基準額は、1名当たり100,000円を上限とし、その1/2を助成額とする。

対象となる国家資格

	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士
手続詳細案内	平成30年 7月下旬頃	平成30年 6月下旬頃	平成30年 7月下旬頃
申込受付期間	平成30年 9月上旬から 10月上旬	平成30年 8月上旬から 9月上旬	平成30年 9月上旬から 10月上旬
試験日	平成31年 2月上旬	〔筆記試験〕 平成31年 1月下旬 〔実技試験〕 平成31年 3月上旬	平成31年 2月上旬

※公益財団法人社会福祉振興・試験センターのHPより
(平成30年3月現在)

4 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業

東京都では、平成30年度より新たに、事業所における職員の定着や資質向上を図るため、障害福祉サービス事業所等を運営する法人責任者及び管理者等を対象に、人材マネジメント等の研修を実施します。研修の募集内容等の詳細については、決定次第、委託先である、公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページ等でご案内します。

<事業概要>

(1)実施方法

就労に関する意識や職員管理上生じうるリスク、人材マネジメント方法、他の事業所での業務効率のための取組などテーマを決めて講義・演習形式により研修を行う。

(2)対象者

法人責任者、施設・事業所の管理者及び指導的立場にある職員（中核職員）

(3)規模

200名（4回×50名程度）

(4)研修内容

- ① 職員管理上のリスク啓発
- ② 職員育成や就労意欲向上などの人材マネジメント
- ③ 事業所における業務効率化事例の紹介
- ④ 多様な雇用方法や効率的な職員配置方法 等

(5)時間数等

1日研修（講義4時間・演習2時間程度）



報酬告示等のファイルは東京都障害者サービス情報に掲載しています

(URL: <http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=015>)

- 東京都障害者サービス情報 > 書式ライブラリー
 - > A【共同生活援助(グループホーム)】指定申請書・変更届等
 - > 5 都条例・規則、国通知等

東京都福祉保健局
Bureau of Social Welfare and Public Health

東京都障害者サービス情報

このサイトでは、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、東京都に申請し指定を受けた事業所を検索することができます。

お知らせ

New!! (130125)インフルエンザの流行情報発表に伴う予防及びまん延防止対策の徹底について
平成30年第3週(1月15日から1月21日)までの週において、定点当たりの患者報告数が流行警報基準を越した。

New!! 「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」の指定協議説明会(平成30年2月度)の「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」の指定協議説明会(平成30年2月度)についてお知らせします。

New!! 共生型サービスについて
厚生労働省より共生型サービスの指定に関する検討内容が示されました。

東京都(回収された死亡野鳥)の病原性鳥インフルエンザの確定検査陽性について
平成30年1月5日(金)において回収されたオオカ1羽について、東京都による高病原性鳥インフルエンザ検査の結果、陽性となりました。

東京都(回収された野鳥)の病原性鳥インフルエンザの確定検査陽性について
平成30年1月5日(金)において回収された野鳥を調査した結果、A型鳥インフルエンザウイルス陽性であることが確認され、プレス発表が行われました。

平成29年度 共同生活援助施設におけるノロウイルスの感染予防について
この度、厚生労働省からノロウイルスの感染予防について事務連絡がありました。

インフルエンザの流行情報発表に伴う予防及びまん延防止対策の徹底について

書式ライブラリー

■ トップカテゴリを選択してください。

障害者施設推進部問い合わせ先について

- A 【全サービス共通】指定申請書について
- A 【勤労系サービス】指定申請書・変更届等(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度包括)
- A 【日中サービス・障害者福祉施設】指定申請書・変更届等
- A 【共同生活援助(グループホーム)】指定申請書・変更届等**
- A 【仮期入所】指定申請書・変更届等
- A 【児童福祉法に基づき障害児施設】指定申請書・変更届等
- A 【一般相談支援】指定申請書・変更届等
- B 障害者総合支援法に係る法令・通知等
- B 権利保護
- B 東京都からのお知らせ
- B 処遇改修(特別加算に係る様式類)
- B 請求関係(実績記録票、発単単位)

書式ライブラリー

■ カテゴリを選択してください。

トップカテゴリ A【共同生活援助(グループホーム)】指定申請書・変更届等

- 1 指定申請・変更届に係る様式・記載例
- 2 (国給付費)申請等給付費請求関係
- 3 (参加費・補助費)東京都障害者グループホーム支援事業関係(申請・様式等)
- 4 グループホーム説明会資料
- 5 都条例・規則、国通知等**
- 6 運営基準に係る発給様式等及び共同推進資料
- 7 指定更新に係る書式等
- 8 事業停止届・各種説明書様式等
- 9 グループホームに係る事務連絡等

問い合わせ先一覧

H30.3.23時点

NO.	問い合わせ事項	所管部署	連絡先等
1	グループホームの申請、運営、制度について 都加算の制度全般について	東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当	03-5320-4151 (直通)
2	グループホームの施設整備費補助について	東京都福祉保健局障害者施策推進部 施設サービス支援課生活基盤整備担当	03-5320-4152 (直通) または 03-5320-4377 (直通)
3	訓練等給付費の報酬請求手続きについて	東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護福祉課障害福祉係	03-6238-0224 (直通)
4	都加算の請求手続きについて	各区市町村福祉所管課	—
5	グループホーム開設準備経費等補助金について (主な対象者が知的障害者・身体障害者等の場合)	東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当	03-5320-4151 (直通)
6	グループホーム開設準備経費等補助金について (主な対象者が精神障害者の場合)	各区市町村福祉所管課	—
7	サービス管理責任者研修、相談支援研修について	東京都心身障害者福祉センター 地域支援課地域支援担当	03-3235-2954 ※関連HP (よくご確認ください) http://www.fukushinoken.metro.tokyo.jp/shinsho/index.html
8	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修 「不特定多数の者」対象研修 (第1号、第2号研修) について	①研修に関する問い合わせ先 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 (たんの吸引担当) ②制度全般に関する問い合わせ先 東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険課介護人材担当	①03-3344-8629 (直通) ※関連HP (よくご確認ください。) http://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/index.html ②03-5320-4267 (直通) ※関連HP (よくご確認ください。) http://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/index.html
9	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修 「特定の者」対象研修 (第3号研修) について	①研修に関する問い合わせ先 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 (たんの吸引担当) ②制度全般に関する問い合わせ先 東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当	①03-3344-8629 (直通) ※関連HP (よくご確認ください。) http://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/index.html ②03-5320-4579 (直通) ※関連HP (よくご確認ください。) http://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/index.html
10	強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修・実践研修)	東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当	03-5321-1111 (代表) (内線) 33-208 または 33-209
11	障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業・ 代替職員の確保による障害福祉従業者の研修支援事 業・ 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業・ 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業	東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当	03-5321-1111 (代表) (内線) 33-208 または 33-209
12	福祉・介護職員処遇改善 (特別) 加算について	東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当 (ヘルプデスク)	03-5320-4230 (直通)
13	建築確認等の建築基準法の相談窓口について	各区市等の建築主事	※東京都都市整備局HP参照 http://www.toshisei.metro.tokyo.jp/kenchiku/kijun/kaisei.htm
14	必要な消防設備等について	各地域所管の消防署	—
15	グループホームに併設するショートステイについて	東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当	03-5320-4151 (直通)
16	NPO法人の運営について	東京都生活文化局都民生活部 管理法人課NPO法人担当	03-5388-3095 (直通) ※関連HP (よくご確認ください) http://www.npo.metro.tokyo.jp/